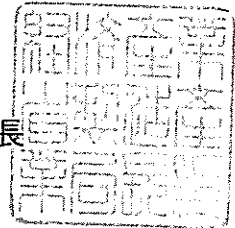


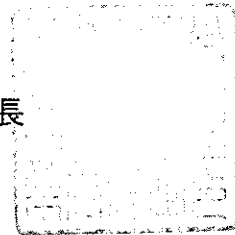
20170323 製局第 4 号  
国土建推第 36 号  
平成 29 年 3 月 29 日

日本建設組合連合会長 殿

経済産業省製造産業局長



国土交通省土地・建設産業局長



鉄骨加工業者との取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すなど、取引条件の改善を進めているところです。今般、鉄骨加工業者との取引について、実態調査を行ったところ、元請負人である建設業者が、下請負人である鉄骨加工業者が施工した出来形部分に相当する下請代金を支払う際、代金の一部を保留し、契約工事全体が完成するまで支払わない事例があることが判明しました。

また、支払保留については、約15%の建設業者が行っており、また、保留の理由としても、「工事目的物の瑕疵を担保するため」、「自社の資金繰りが悪化するのを避けるため」、「特に理由はないが、慣例となっているため」など、本来、契約上の瑕疵担保条項で対応すべきものや、下請負人の責によらないもの、明確な理由もなく行われているものであることが明らかとなっております。（国土交通省「平成28年度下請取引等実態調査結果」。平成28年12月27日）

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、鉄骨加工業者との取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いします。

記

1. 元請負人が出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けた場合や元請負人が下請負人から建設工事の目的物の引渡しを受けた場合にお

ける支払保留は、建設業法の規制を受けるほか、取引上優越した地位にある建設業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対し、不利益を与えることは、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。

また、法令に抵触しない場合であっても、政府として下請等中小企業との取引条件の改善を強く押し進める中で、不適切な支払保留を解消することが、重要である。

2. ついては、鉄骨加工業者と下請契約する際には、この点に留意し、取引の適正化を図る必要がある。具体的には、次の点を踏まえ、契約の締結及び履行を行うこと。

下請代金は、元請負人と下請負人の合意により交わされた下請契約書に基づいて適正に支払われなければならないこと。また、下請契約の締結に当たり、出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法を、下請工事の着工前に書面により行わなければならないこと（建設業法第19条第1項第4号）。

3. なお、月ごとの出来形部分について支払保留を行う場合であっても、例えば、翌月の支払時において、その保留分を解除する契約内容にするなど、鉄骨加工業者に配慮すること。